

早稲田大学大学院法学研究科

2019年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「フランス株式会社法における新株発行規制と  
株主の権利の確保」

申請者氏名 小倉 健裕

主査 早稲田大学教授  
早稲田大学教授  
早稲田大学教授  
早稲田大学教授

鳥山恭一  
尾崎安央  
川島いづみ  
福島洋尚

## 小倉健裕氏博士学位申請論文審査報告書

亜細亜大学法学部助教 小倉健裕氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2019年2月27日、その論文「フランス株式会社法における新株発行規制と株主の権利の確保」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年6月11日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### 1 本論文の目的および内容

#### (1) 本論文の目的

本論文はフランス法を比較法の対象にして、その新株発行の規制について研究を行うものである。株式会社による新株発行には、その会社の既存の株主の権利を害する可能性がある。すなわち、既存の株主がその持株比率に応じて発行される新株を引き受ける場合(株主割当ての場合)を除いて、株式の時価より低い価額により新株が発行されると、新株を引き受けた者が利得する分、既存の株主は経済的な損失を被ることになり(経済的利益の問題)、また、引受人が持株比率を上昇させるのに応じて既存の株主の持株比率は低下することになる(支配的利益の問題)。そのために、新株の発行は法規制の対象となっている。

新株の発行により影響を受けるのが株主である以上、新株の発行は株主(の総会)によって決定されてしかるべきである。実際、日本法も昭和25(1950)年の改正以前はそのような考え方をとっていた。しかしながら、同年の商法改正以降、会社の資金調達機動性あるいは便宜というものを重視して、株主総会ではなく取締役会が新株の発行を決定することを日本法は原則としている(授權資本制度)。そのうえ、株主の権利を希薄化から保護する機能を有する新株引受権を法定するかどうかについての議論も、つぎにみる昭和41(1966)年の改正以降はみられなくなった。昭和41(1966)年の改正により新株引受権の法定は放棄され、株主の権利の確保は、経済的利益に着目した有利発行規制(発行価額が特に有利なものである場合には株主総会の特別決議を要する)と、法令定款違反または著しく不公正な新株発行の差止めの制度とによることとなった。しかし、とくに不公正発行の差止めの制度は機能しないことが多く、希薄化率が一定以上の発行について株主総会または経営者から一定程度独立した者による意見をもとめる東証の有価証券上場規程の変更、さらに平成26(2014)年の会社法の改正による第206条の2の規定の新設といったさらなる規律の導入を必要とした。以上のように日本法は原則において会社の資金調達の便宜を優先したところ、株主の権利の確保という面において今日まで(少なくとも公開会社において)なお課題を抱えているといえることができる。

フランス法において採用される新株発行の規制を特徴づけるのは、つぎの2つの原則である。

第一に、商法典L. 225-129条1項は、「株主特別総会だけが、取締役会または執行役会の

報告書に基づき〔中略〕資本増加を決定する権限を有する」と定め、新株発行（資本増加の1態様である）の決定権限が株主総会にあることを明らかにする。

第二に、商法典 L. 225-132 条 2 項は、「株主は、その有する株式の額に比例して、資本増加を実現するために発行される金銭出資株式を引き受ける優先権を有する」（この権利を優先引受権〔*droit préférentiel de souscription*〕という）と定める。この優先引受権を除去するためには、新株発行の決議とは区別される株主特別総会の決議が必要である（この決議はとくに商法典 L. 225-135 条以下に定める規則に服し、新株の割当ての方法および発行価額に関して株主総会に判断の機会が確保される）。

本論文は、日本法とは対照的に株主の権利の確保を優先させるという法制度を採用する例としてフランス法を比較法の研究の対象に選択し、その株式会社法における新株発行の規制を研究するものである。

フランス法における上記の 2 つの原則はいかなる経緯から形成されたものであるのか、今日においてもこうした原則が堅持されている基礎にある精神はどのようなものか、株主の権利を優先するこれらの原則は会社の資金調達を過度に妨げるものとなっていないのか。これらの問いへの回答を示すことで、日本法の解釈論さらに立法論にとって有益な知見を得ようとするのが本論文の目的である。

## (2) 本論文の構成および内容

本論文は、以下のようにそれぞれ二つの章からなる二つの部から構成される。

### 第一部 原則の成立

#### 第一章 新株発行の決定権限の株主特別総会への専属

#### 第二章 株主の新株に対する優先引受権の法定およびその理論的基礎

### 第二部 原則の展開

#### 第一章 取締役会に対する新株発行の権限委譲

#### 第二章 株主の優先引受権を中心とした新株発行規制の展開およびその分析

「第一部 原則の成立」では、二つの章を通じて、新株発行が常に株主総会の決議に基づいて行われるという原則（第一章）、既存の株主は持株比率に応じて新株を引き受ける優先引受権を有するという原則（第二章）の成立過程を明らかにするとともに、その理論的な基礎を検証する。第二部とのつながりでは、第一部の第一章は第二部の第一章に、第一部の第二章は第二部の第二章に続く関係にある。

### 第一部第一章 新株発行の決定権限の株主特別総会への専属

会社の資本の額は定款に記載される。1807 年の商法典の時代における一般的理解では、定款は会社契約の契約書であり、その内容の変更は当事者全員の同意を必要とするものであった。すなわち、資本の額の定款の定めの変更をとまなう新株の発行は、株主全員の同意を要することが原則であった（ただし、定款の変更を多数決に委ねる定款条項があれば、多数決による定款変更が可能であった）。

株主全員の同意を求めるこの原則は、1867年7月24日の法律の制定後も多数説および裁判例により支持されていた。しかし、この原則が株式会社では実際には無理があることの認識と批判とが徐々に高まり、1892年5月30日の破毀院の判決によって、1867年7月24日の法律第31条の規定（「定款の変更〔中略〕について決議する株主総会は、会社資本の少なくとも半分を代表する数の株主から構成されたものでないかぎり適法に形成されたものでなく、有効に議決することはない」）が定める決議要件を満たすかぎり、定款に特別な条項がなくても株主総会は多数決により定款変更を決議できることが判示された。ただし、この時点において株主総会の多数決による定款変更の権限には、会社の「本質的条項」の変更には及ばないという限定が破毀院により付されていた。しかし、当時の判例および多数説は、資本の額の定めは会社の「本質的条項」にはあたらないと解していた。すなわち、判例上はこの時点において、新株発行は株主総会の多数決に委ねられるという法理が確立したのである。

法律上は、まず優先株式に関する1902年12月10日の法律および1903年11月16日の法律により改正された商法典第34条の規定が、「明白かつ直接の禁止」がないかぎり株主特別総会には優先株式を発行する権限があると規定した。優先株式ですら発行することができるのであるから、普通株式の発行による資本増加は当然に株主特別総会の権限であると解釈されることになった。この時点において、学説においても新株の発行が株主総会の多数決に委ねられる事項であるということには異論がなくなった。最終的には、1913年11月22日の法律が1867年7月24日の法律第31条の規定を改正し、この改正によって、株主特別総会における多数決による決議をもって定款変更をできることがフランス法の原則として確立することとなった。

## 第一部第二章 株主の新株に対する優先引受権の法定およびその理論的基礎

19世紀における新株発行は、株主割当ての方法がとられることが通常であった。当初の株主割当ては新株の割当ての方式の一つにすぎなかったのであるが、やがて20世紀を迎えたころには、株主割当ては新株を引き受ける「権利」として把握されることが通常となる。

第一次世界大戦を迎えると、インフレを背景に企業は資金調達のために駆られることとなる。その結果、株式会社による新株発行の件数および金額は大幅に上昇した。その際に発行価額は額面とし、かつ、既存の株主に新株を引き受ける権利を与えることが一般化した。この手法をとることの利点は、市場において売却することができる新株引受権は、株主にとっては配当と同じ経済的意義を有していたことにある。こうして会社は貴重な資金を流出させることなく株主の配当要求にもこたえることができ、それどころか新たな出資までも獲得することができたのである。そして、そうした実務の広まりの結果、新株の発行と、その際に株主に付与される新株引受権の意義に注目が集まり、それらが会社法上の重要な論点であるという認識が一般的なものとなった。

ところが、当時の法律は、株主特別総会が新株の発行を含む定款変更を決定することができるという1867年7月24日の法律第31条の規定の他にはなんらの規定もおいていなかった（ただし、出資の払込みおよび検査などにかかわる会社設立についての規定が新株発行の場合に類推適用されると解されていた）。その結果、既存の株主の利益を犠牲にする濫用的な新株

発行がしばしば生じていた。そのような濫用が可能であったのは、第一に、新株発行が株主特別総会の決議に基づくものであるとしても、取締役会に対する無期限かつ無制限の権限委譲が許容されていたことにより株主総会によるコントロールは失われていたからである。第二に、会社が任意に付与していた新株引受権は、その有無自体もやはり新株発行を決定する機関の判断次第であって、必ず与えられる性質のものではなく、そのうえ、引受権の存在の通知あるいは権利行使のための十分な期間の確保がなされない可能性があったからである。法律による規制がない状況では、いくつかの極端な事案について取締役会による権限濫用または支配株主による多数決の濫用という一般法理に基づく救済を求めるほかはなかった。

そこで、1930年の最初の法律案の提出の後、何度か法律案が提出されたのであるが、フランスの立法者は最終的に1935年8月8日のデクレ・ロワにより、新株発行に対する持株比率に応じた優先引受権を株主に固有の権利として強行法規の形で法定し、株主に権利行使を可能ならしめるための通知または公告および引受期間（最短でも15日間）の手続きを定めるとともに、優先引受権を除去するための手続きについても特別の規制をおいた。すなわち、優先引受権の除去は取締役会および会計監査役がそれぞれ提出する報告書に基づく株主特別総会の決議によるものとされ、かつ、新株の割当先および発行価額が総会決議の対象とされた。また、引き受けられずに残った失権株を取締役が自派の者に割り当てて取得するという濫用に対応して、失権株についても既存の株主が優先的に申し込むことができる権利（縮減可能な引受権）を導入した。

「第二部 原則の展開」は、第一部でその成立をみた2つの原則の現行法における姿を、これまでの法改正とともに検証するものである。それは現行のフランス株式会社法における新株発行規制の中で、株主の権利がどのように確保されるのかを分析することにもなる。

## 第二部第一章 取締役会に対する新株発行の権限委譲

株主総会には新株発行を決定する権限はあっても、それを実施に移すことは取締役に頼らざるを得ない。そこで、少なくとも新株発行を実施すること（通常は細目の決定も含まれる）の権限委譲は、規制の有無にかかわらず常に行われてきた。しかし、権限委譲が無制限に許容されれば、株主総会が決定権限をもつという原則は容易に形骸化する。

そこでフランス法がとった対応は期間制限の導入であった。1943年3月4日の法律は、取締役会に対する新株発行に関する権限委譲を規制するために、新株の発行はその根拠となる株主総会決議の日から5年以内に完了することを要するものとした。それだけの時間が経過すれば、決議時における資金調達理由は失われたか、少なくとも薄れたものとして、再度、株主特別総会の意思を確認させる趣旨である。

そうした、5年の期間制限を課された資本増加を「実施する」権限委譲は今日まで維持されているのであるが、現行法においてはこのほかに、資本増加を「決定する」権限委譲という方式を許している。この資本増加を「決定する」権限委譲という方式は、株主特別総会は資本増加の上限額さえ定めれば、実際に発行する証券の種類（株式、転換社債など）の選

択等も一括して取締役会に決定を任せることができるという従来に比べて広範な権限委譲の方式として導入されたものである。ただし、取締役会に委ねられる裁量の大きさと引換えに、有効期間は最長でも 26 か月に制限されており、2 年ごとに株主総会の判断の機会が確保されるようになっている。

上場会社の取締役会は、各種の態様の新株発行のための権限委譲を受けていることが通常となっている。

## 第二部第二章 株主の優先引受権を中心とした新株発行規制の展開およびその分析

優先引受権は株主の権利を希薄化から保護する機能を有するもっとも公正な手段として支持されているのであるが、その権利の行使のための手続きは、新株発行の所要期間を長引かせる要因として 1966 年 7 月 24 日の法律の後は段階的な緩和の対象となった。1966 年 7 月 24 日の法律の制定時には短くても 30 日間の設定が要求されていた引受権の行使のための引受期間は、現行法では 5 取引日で足りるものとなった。また、権利の存在を株主に報せる通知または公告の期限は、かつては引受期間の初日の 7 日前までとされていたのであるが、現行法では引受期間の末日の 14 日前までとなっており、ヨーロッパ連合の指令が要請するもっとも短いスケジュールにまで到達している（発行の決定日から発行完了までの全体での所要期間は通常 4 週間程度である）。

そのような柔軟化の結果、今日でもフランスの上場会社は、株主の優先引受権を維持した発行を選択することの方が多い。発行の所要期間の面では株主の優先引受権を除去した発行の方が有利である（1 週間で足りる）にもかかわらず、そうした所要期間における不利益を補うほどに、取締役会が株主の権利を尊重しているか、少なくとも無視するわけにはいかないという実態があるものと考えられる。そのほかに、株主による優先引受権の行使比率がきわめて高いために（発行予定株式数の 99% が優先引受権の行使により引き受けられる）、会社の資金調達効率の面においても、株主の優先引受権を維持した発行の重要性が高まっていることを指摘できる。実際、調達額の面においても株主の優先引受権を維持した発行の方が優勢である。

以上のように、株主の権利を確保しようとする法制度の存在を前提にして、その趣旨を達成するような企業の行動様式が生まれている。そうした法制度と企業の行動様式との相互作用によって、フランス法の下では株主の権利確保が現実のものとなっている。

「終章」では、まず、「1. フランス法における新株発行規制の法改正の展開」において、これまでの法改正の展開の検討を要約し、つぎに、「2. フランス法に一貫する株主保護の考え方」において、以上の検討からそうした株主保護の考え方を抽出する。さらに、「3. フランス法における会社の資金調達の便宜の追求およびその成果」において、これまで検討してきたフランスの法制度のもとでの新株発行の実務を検討する。そのうえで最後に、「4. 株主利益の保護を優先させる新株発行規制の公正性」において、フランス法における新株発行規制の構造に内在する公正性をあらためて確認して、日本法との相違点を指摘する。

## 2 本論文の評価

本論文の特徴として、第1に、フランス株式会社法制における資本増加すなわち新株発行の規制の法制度について現行法に至るまでのその形成過程を、多くの裁判例と立法作業の分析を通じて丹念にかつ緻密に明らかにした研究であるという点があげられる。

本研究により、フランスの株式会社法制において、一方において、株主総会の新株発行の決定権限をなお維持して、しかも新株発行に対する株主の優先引受権をも維持しながら、他方において、新株発行による資金調達機動性を確保するために、新株発行にかかわる権限を株主総会が取締役会（さらには取締役）に授権するための制度を形成し、さらに新株発行を実現させるために要する期間を短縮させるために制度を改正していく過程が明らかにされたことの意味は大きいといえる。

新株発行の決定権限は株主総会にあるものとし、新株発行に対する優先引受権を株主に認めるという法制度は、ヨーロッパ連合の指令の内容にもなっており、すなわちヨーロッパ連合の構成国の国内法の内容になっている。それだけに、そうした法制度が形成されてきた過程がフランス法において明らかにされたことには大きな意味が認められる。

本論文の第2の特徴として、株式会社の開示書類を丹念に検討することを通して、現行法のもとにおける企業による新株発行の実態を明らかにしている点があげられる。

そのような企業による新株発行の豊富な実例を検討することによって、新株発行の決定権限は株主総会にあるという制度を維持しながらも、現実には、取締役会は株主総会から複数の態様の新株発行について授権を定期的に受けており、それらの複数の授権のなかからその時々状況において適切なものを企業が選択して機動的な新株発行による資金調達が行なわれているという実態が明らかにされている。しかも、新株発行における株主の優先引受権が法定されているだけでなく、企業が複数の授権のなかから新株発行の方式を選択する際においても実際には原則として株主割当ての方式が採用されることにより、新株発行の際に既存の株主の権利を尊重するという企業の行動様式が実務においても原則として確立していることが明らかにされる。

新株発行の規制の法制度として既存の株主の権利を尊重する法制度が定められているだけでなく、実際の新株発行の実態においても、既存の株主の権利を尊重する企業の行動様式がフランスにおいて確立していることを本論文は明らかにしており、そのことは、企業の資金調達の便宜を優先させて既存の株主の保護を後退させてきた日本法にとって有益な示唆となっている。

以上のように本論文は、フランス株式会社法の新株発行の規制についての優れた研究であると認められる。しかし、新株発行の規制にとどまらず会社法全体あるいは資本市場法制との関連からはつぎの点を指摘することができる。

第1に、フランス株式会社法においては以上のように、株主総会に新株発行の決定権限は維持されているのであるが、新株発行の総会決議は議決権の3分の2の多数決により行なわれる。株主の間に多数派株主と少数派株主との対立がある会社においては、少数派株主の権利の確保が新株発行の場面においても問題になる。とりわけ、市場監視機関による

監視が及ばない非上場会社における少数派株主の権利の確保の問題は重要である。

株主総会の多数決決議における少数派株主の権利の確保について、フランスでは判例法により「多数派の濫用 (abus de majorité)」の法理が形成されている。それゆえ、新株発行の総会決議との関係においてこの「多数派の濫用」の法理を分析することはなお残された課題である。

第2に、株式会社における新株発行の規制は、新株発行による株主構成の変更に対する規制でもある。株式がつねに流通している上場会社において、株主構成の変動を明らかにするために、株式大量保有の報告が義務づけられており、さらに、一定割合を保有することになる株主には株式公開買付けが義務づけられており、それらの規制を通して少数派株主の権利の確保がはかられている。

上場会社において第三者割当てによる新株発行が行われない理由の一つとして、強制的な株式公開買付けの制度の存在があげられる。上場会社の新株発行の規制を資本市場法制の一部をなすものとしてとらえるときには、株主構成の変更にかかわるそれらの関連する資本市場法制の規制と関連づけて検討することが必要であり、そうした検討を通して、資本市場法制としての上場会社の新株発行の規制の意義をさらに明確にすることができるものと考えられる。

しかし、これらの課題は本研究のさらなる発展の可能性を示すものであって、本論文全体の価値をいささかも損なうものではない。

### 3 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2019年6月11日

審査員

主査 早稲田大学教授 鳥山 恭一（商法）

---

副査 早稲田大学教授 尾崎 安央（商法）

---

早稲田大学教授 川島 いつみ（商法）

---



早稲田大学教授 福島 洋尚 (商法)

---

**【付記】**

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所	修正内容	
	修正前	修正後
全目次 第二部	第一章 取締役会に対する新株発行の権限 <u>移譲</u>	第一章 取締役会に対する新株発行の権限 <u>委譲</u>
全目次 第二部第一章第一節第二款	(2) 株主総会による取締役会に対する権限 <u>移譲</u> の期間制限の導入	(2) 株主総会による取締役会に対する権限 <u>委譲</u> の期間制限の導入
全目次 第二部第一章本章の結び	(1) 権限 <u>移譲</u> を規制する意義	(1) 権限 <u>委譲</u> を規制する意義
9 頁・29 行	取締役会が株主総会から <u>移譲</u> された権限	取締役会が株主総会から <u>委譲</u> された権限
9 頁・33 行	取締役会に対する権限 <u>移譲</u> の規制	取締役会に対する権限 <u>委譲</u> の規制
21 頁・11～14 行	そのような実施を許す権限 <u>移譲</u> の取扱いが問題となる。これについては、本章の論述の対象となった 19 世紀から 20 世紀初頭における取締役会に対する権限 <u>移譲</u> の様相も含め、第二部第一章において検討する。実際には、多数決の原則が無規制なままの権限 <u>移譲</u> と組み合わせられてしまう	そのような実施を許す権限 <u>委譲</u> の取扱いが問題となる。これについては、本章の論述の対象となった 19 世紀から 20 世紀初頭における取締役会に対する権限 <u>委譲</u> の様相も含め、第二部第一章において検討する。実際には、多数決の原則が無規制なままの権限 <u>委譲</u> と組み合わせられてしまう
31 頁・19 行	取締役会に対する権限 <u>移譲</u> の規制	取締役会に対する権限 <u>委譲</u> の規制
43 頁・7 行	新株発行実施の権限 <u>移譲</u> を利用して	新株発行実施の権限 <u>委譲</u> を利用して
65 頁・8 行	取締役会はこの権限 <u>移譲</u> を利用し、	取締役会はこの権限 <u>委譲</u> を利用し、

69 頁・11 行	各種の権限 <u>移譲</u> を株主特別総会から受けており	各種の権限 <u>委譲</u> を株主特別総会から受けており
70 頁・31～35 行	そうして <u>移譲</u> された権限は、何らかの歯止めがなければ容易に濫用されてしまう性質のものだった。たとえば、会社の存続期限を延長するか否かで対立が生じている状況で、10 年も前の株主総会決議による権限 <u>移譲</u> を使用して自派の議決権比率を 3 分の 2 超とした事案については上述した（有効期間の制限その他の権限 <u>移譲</u> の規制の展開については第二部第一章で述べる）。	そうして <u>委譲</u> された権限は、何らかの歯止めがなければ容易に濫用されてしまう性質のものだった。たとえば、会社の存続期限を延長するか否かで対立が生じている状況で、10 年も前の株主総会決議による権限 <u>委譲</u> を使用して自派の議決権比率を 3 分の 2 超とした事案については上述した（有効期間の制限その他の権限 <u>委譲</u> の規制の展開については第二部第一章で述べる）。
73 頁・23 行	何らかの権限 <u>移譲</u> が介在することは必然	何らかの権限 <u>委譲</u> が介在することは必然
73 頁・29～31 行	新株発行に関する権限 <u>移譲</u> 自体にいかなる規制を用意するかがここでの関心である。第二部の第一章では、濫用を阻止しながらも、機動的に取締役会または執行役会が発行を実施に移すことを可能にしようとする権限 <u>移譲</u> の規制について述べる	新株発行に関する権限 <u>委譲</u> 自体にいかなる規制を用意するかがここでの関心である。第二部の第一章では、濫用を阻止しながらも、機動的に取締役会または執行役会が発行を実施に移すことを可能にしようとする権限 <u>委譲</u> の規制について述べる
74 頁・23 行	権限 <u>移譲</u> の利用が適正なものとなるように	権限 <u>委譲</u> の利用が適正なものとなるように
77 頁・1 行	第一章 取締役会に対する新株発行の権限 <u>移譲</u>	第一章 取締役会に対する新株発行の権限 <u>委譲</u>
78 頁・7 行	フランスの上場会社における権限 <u>移譲</u> の制度の利用状況	フランスの上場会社における権限 <u>委譲</u> の制度の利用状況
79 頁・10 行	図に記されていた権限 <u>移譲</u> の更新が議案とされた	図に記されていた権限 <u>委譲</u> の更新が議案とされた
79 頁・20 行	有効期間の制限といった権限 <u>移譲</u> 自体に加えられる	有効期間の制限といった権限 <u>委譲</u> 自体に加えられる
85 頁・13 行	(2) 株主総会による取締役会に対する権限 <u>移譲</u> の期間制限の導入	(2) 株主総会による取締役会に対する権限 <u>委譲</u> の期間制限の導入
93 頁・16～22 行	そのようにして証券の種類ご	そのようにして証券の種類ごと、優

	<p>と、優先引受権の有無ごとの権限<u>移譲</u>が多数併存するという煩雑な状況を回避する手段が株式会社に対して与えられた。</p> <p>他方でこの新たな方式の権限<u>移譲</u>においても、優先引受権を除去した発行および優先株式の発行の上限額は株主特別総会が別途定めるものとされ（これらの発行は既存株主の利益に大きく関わるため、こうした措置がとられることは必要なことであったと思われる）、また 26 か月という短い期間制限が課されているように、包括的権限<u>移譲</u>が株主の利益を損なう危険を小さくするための配慮が示されていることに注意が必要である</p>	<p>先引受権の有無ごとの権限<u>委譲</u>が多数併存するという煩雑な状況を回避する手段が株式会社に対して与えられた。</p> <p>他方でこの新たな方式の権限<u>委譲</u>においても、優先引受権を除去した発行および優先株式の発行の上限額は株主特別総会が別途定めるものとされ（これらの発行は既存株主の利益に大きく関わるため、こうした措置がとられることは必要なことであったと思われる）、また 26 か月という短い期間制限が課されているように、包括的権限<u>委譲</u>が株主の利益を損なう危険を小さくするための配慮が示されていることに注意が必要である</p>
95 頁・21 行	委譲および復 <u>移譲</u> を前提とするときは	委譲および復 <u>委譲</u> を前提とするときは
95 頁・25～27 行	<p>現行の権限<u>移譲</u>の制度を形作った 2004 年 6 月 24 日のオールドナンスによる改正後も、新株発行を実施する権限委譲は存続する。ただ、2004 年の改正は、1994 年に導入された包括的権限<u>移譲</u>の後継となる制度</p>	<p>現行の権限<u>委譲</u>の制度を形作った 2004 年 6 月 24 日のオールドナンスによる改正後も、新株発行を実施する権限委譲は存続する。ただ、2004 年の改正は、1994 年に導入された包括的権限<u>委譲</u>の後継となる制度</p>
105 頁・6 行	独立した権限 <u>移譲</u> の対象として株主総会に諮る	独立した権限 <u>委譲</u> の対象として株主総会に諮る
107 頁・17 行	<u>移譲</u> された権限が適正に使用されるように	<u>委譲</u> された権限が適正に使用されるように
111 頁・17 行	その時点で存在している権限 <u>移譲</u> の全体像を株主に把握させる	その時点で存在している権限 <u>委譲</u> の全体像を株主に把握させる
113 頁・34 行	新株の発行と権限 <u>移譲</u> とを決議する	新株の発行と権限 <u>委譲</u> とを決議する
115 頁・11 行	(1) 権限 <u>移譲</u> を規制する意義	(1) 権限 <u>委譲</u> を規制する意義
115 頁・21～22 行	まさにそうした権限 <u>移譲</u> が	まさにそうした権限 <u>委譲</u> が

115 頁・35 行	権限 <u>移譲</u> の期間制限	権限 <u>委譲</u> の期間制限
116 頁・15～16 頁	本章でみた権限 <u>移譲</u> の規制と	本章でみた権限 <u>委譲</u> の規制と
116 頁・22～25 行	<p>決定を取締役会に<u>移譲</u>することも可能である。</p> <p>結局のところ、優先引受権の制度を確認すれば、それが権限<u>移譲</u>の規制と同一の目的を追求するものであることもおのずと明らかとなるであろう。新株発行それ自体および権限<u>移譲</u>を株主特別総会が決定</p>	<p>決定を取締役会に<u>委譲</u>することも可能である。</p> <p>結局のところ、優先引受権の制度を確認すれば、それが権限<u>委譲</u>の規制と同一の目的を追求するものであることもおのずと明らかとなるであろう。新株発行それ自体および権限<u>委譲</u>を株主特別総会が決定</p>
117 頁・11 行	権限 <u>移譲</u> の規制	権限 <u>委譲</u> の規制
117 頁・15 行	権限 <u>移譲</u> の規制	権限 <u>委譲</u> の規制
117 頁・32 行	何らかの権限 <u>移譲</u> を前提に	何らかの権限 <u>委譲</u> を前提に
176 頁・5 行	従来 <u>の</u> 権限 <u>移譲</u> における	従来 <u>の</u> 権限 <u>委譲</u> における
177 頁・10 行	取締役会からの権限の復 <u>移譲</u> も	取締役会からの権限の復 <u>委譲</u> も
179 頁・9 行	そのように、権限 <u>移譲</u> は	そのように、権限 <u>委譲</u> は

以 上